

5月31日(日)は、ゴミゼロ運動です。

午前8時～11時【小雨決行】

環境課リサイクル推進班 ☎ (93) 4 9 4 6
クリーンセンター ☎ (93) 4 5 2 9



私たちのまち「富里」の環境を考える 環境審議会委員を募集します

市では、市長の諮問に応じ、環境の保全に関する事項を調査審議するため、環境審議会を設置しています。この審議会の委員を募集します。

■対象

次の要件を全て満たす人
○市内在住・在勤の18歳以上
(平成9年4月1日以前に生まれた人)で、年1、2回程度、平日の日の中の会議に出席できる。

○市の審議会などの公募委員を2つ以上兼ねていない
○市の議員・職員でない

■募集人数
2人以内

■任期

委嘱日から2年間

■報酬

日額7,600円

■申込方法

6月12日(金)までに、「審議会等公募委員申込書(※)」に必要事項を記入し、「富里市の環境について」のレポ

ト(任意様式で8000字以内)を添えて次の方法で提出

○環境課窓口へ直接持参

○電子メール

○郵送(12日の消印有効)

※申込書は、環境課、日吉台出張所の窓口へ備え付けてあるほか、市ホームページからダウンロードできます。

電子メールまたは郵送で提出した人は、提出した旨を必ず電話で連絡してください。

■選考方法

書類選考

■選考結果

応募者全員に個別に通知

■申込先 環境課環境保全班
☎ (93) 4 9 4 5
✉ kankyou@city.tomisato.lg.jp
〒286-1029 2
(住所不要)

一般行政上級・土木上級職を募集します 市職員採用試験

平成27年度富里市職員採用試験(一般行政上級・土木上級)を実施します。
行政の仕事に関心がある皆さんの応募をお待ちしています。

■申込先 総務課人事給与班 ☎ (93) 1 1 1 3

■1次試験

(印旛郡市職員採用共同試験)

日程 7月26日(日)

▼場所

東京学館高等学校
△酒々井町伊篠△

■2次試験

1次試験合格者のみ実施

2次試験(予定)

■職種・募集人数

一般行政 5人程度

住民に身近な行政サービスとして戸籍、税金、福祉業務、各種事業の調査や企画などの一般行政事務

▼土木 1人

道路の設備や都市計画などの土木事業に関する調査、企画、設計・施工管理などの業務

■受験資格

○昭和55年4月2日～平成6年4月1日までに生まれた人(学歴不問)

○平成6年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法に基づく大学(短期大学を除く)を卒業した人

※平成28年3月までに卒業する見込みの人を含む

■申込書

5月20日(水)から総務課窓口で配布、または市ホームページからダウンロード

■申込方法

6月2日(火)～19日(金)までに総務課人事給与班へ提出(郵送可、19日の消印有効)

■合格発表

※土・日曜日を除く
全ての受験者に結果を通知

平成27年度事業第2次募集 市民活動支援補助金制度

市では、協働のまちづくりを目指し、自主的・継続的に公益的な活動(市民活動)を行う団体を支援するため、補助金交付団体を募集します。

■補助対象事業

市内を活動の拠点とし、自ら課題を見つけ、自主的に取り組む公益的な活動

■対象事業期間

交付決定の日～平成28年3月31日(木)

■応募期限

5月29日(金)

審査方法 市協働のまちづくり推進委員会による書類と

プレゼンテーション審査(6月18日(木)に実施)

■その他

募集要項を市民活動推進課窓口、日吉台出張所で配布しているほか、市ホームページに掲載しています。

■申込先

市民活動推進課
市民協働推進班
☎ (93) 1 1 1 7

Toshokan Net 一増刊号一
としよがねつと
問・申込先 市立図書館 ☎ (90) 4 6 4 6

さらに利用しやすくなりました
祝日も開館しています!

1月1日を除く祝日を開館します。
※開館日については「広報とみさと」の1日号、またはホームページから確認できます。

知っていると便利!
インターネットサービス

図書館の利用登録のほかに、インターネットサービスのパスワードを取得すると、次のようなサービスが受けられます。

- 貸出中や書棚にある利用可能な資料の予約
- 貸出状況の確認
- 貸出の延長
- メールでの予約本の受取連絡 など

■パスワードの取得方法
次のいずれかの方法で取得してください。

- ホームページから登録
- 図書館カウンターにて申請
- 電話受付

■対象
利用券カードをお持ちの市内在住、在勤、在学の人

電話での問い合わせは、開館日の午前9時30分～午後5時15分までとなります。

■制度の概要

部門	キックオフ部門	チャレンジ部門	コラボ部門
概要	団体立上げ時期のための補助	新規事業、既存事業を自立・拡充させるための補助	他の団体と協働で事業を実施するための補助
対象	【共通事項】 ○市内に拠点を有する団体であること ○市内で実施する事業であること ○同一事業について、市の財源による他の補助金などを受けていないこと 市民活動団体 市民活動を行う団体(区・自治会などが実施する事業を含む市内で行われる社会貢献活動)		
設立年数	立上げ予定～1年半	設立からの年数制限なし	
補助回数	立上げ時期の1回のみ	1事業2回まで	
補助率(限度額)	10/10 (50,000円)	2/3 (150,000円)	2/3 (300,000円)
構成員	正会員5人以上		正会員5人以上の団体同士
対象事業	○立上げのための実施事業 ○構成員を募集する事業 ○団体の目的達成のために実施する初めての事業	○新規事業 ○既存事業の自立・拡充 ※単なる既存事業は対象となりません。	他の団体と協働で実施する事業